

## A Closer Look

# IFRS 第 13 号のもとでの 金融商品の公正価値測定

### はじめに

本公表物は、次の金融商品の評価および開示に影響を及ぼす 4 つの特定の領域に対して IFRS 第 13 号「公正価値測定」<sup>1</sup> を適用するにあたり、実務上の側面とテクニカルな側面の双方を検討するものである。

- ・ 金融負債の公正価値測定に企業自身の信用リスクの調整を含めること
- ・ 相殺しあうリスクを有する金融資産および金融負債のポートフォリオの公正価値測定
- ・ 公正価値を入手するために相場市場価格の仲値を使用
- ・ 追加的な開示

この公表物は、また、IFRS 第 13 号のもとで決定された公正価値が、現在では IFRS 第 13 号に置き換えられた従前の要求事項のもとで決定された公正価値と異なる場合には、影響を与えることになる経過措置の要求事項に関する重要な側面も扱っている。

IFRS 第 13 号により導入された変更のその他の領域に関する更なる情報は、IFRS 第 13 号に関するデロイトの「IFRS in Focus」を参照いただきたい。

### 金融負債の公正価値測定に企業自身の信用リスクの調整を含めること 金融負債の公正価値の定義に対する変更

IFRS 第 13 号は、金融商品について、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（および IFRS 第 9 号「金融商品」）に含まれる従前の定義に置き換わる公正価値の新たな定義を導入している。

#### IAS 第 39 号 (IFRS 第 9 号) による従前の公正価値の定義

独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者の間で、資産が交換され得る又は**負債が決済**され得る金額

#### IFRS 第 13 号による新たな公正価値の定義

測定時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう**価格**または**負債を移転するために支払う**であろう価格

<sup>1</sup> IFRS 第 13 号は、公正価値で測定されるまたは開示される金融項目と非金融項目の双方に適用され、2013 年 1 月 1 日以後開始する会計期間に強制適用される。本基準書は、将来に向かって適用される。EU は、2012 年 12 月に、欧州での IFRS 第 13 号の使用を承認 (endorse) した。

双方の公正価値の定義のもとで、金融「資産」の公正価値を決定する場合には、企業は、市場参加者が、資産を取得するために支払うであろう価格(すなわち、所有者が資産を売却するために受け取るであろう価格)を決定するときに、市場参加者が含めるであろう基礎として、当該評価に相手先の信用リスク(すなわち、相手先が特定の債務を履行できなくなるリスク)を含めることが要求される。貸付金のような単純な金融商品については、相手先の信用リスクは、貸付金のキャッシュ・フローに適用される割引率の中に現在の市場の信用スプレッドを使用することにより、公正価値に含められることが多い。

金融「負債」については、企業自身の信用リスク(すなわち、企業がその自身の債務を履行できないであろうリスク)を金融負債の公正価値に含めるかどうかに関して、実務上の多様性が存在している。IFRS 第 13 号は、「不履行リスク(non-performance risk)」の用語を使用している。不履行リスクには、企業自身の信用リスクが含まれるが、それには限らない。その結果、IFRSs を適用する一部の企業は、IFRS 第 13 号を適用する以前には、金融負債の公正価値、特にデリバティブの公正価値について、企業自身の信用リスクの変動<sup>2</sup>をアップデートしていない。

過去に企業自身の信用リスクの変動について公正価値をアップデートしていないことを正当化する理由は、負債の公正価値の決定にあたり、「決済」価値(settlement value)を参照する、IAS 第 39 号の金融負債の公正価値の定義に基づいている。企業が金融負債を相手先と「決済する(settle)ことが可能な金額」が、同一の負債が他の市場参加者に「譲渡(transfer)され得る金額」と異なることが、一部の人々により議論された。一部の人々の理由は、決済の観点では、取引は単に、決済金額を決定するときに、負債に対して債務者の信用リスクの変動を考慮しない相手先との取引だからである。一部の人は、例えば、債務者が継続企業である場合、相手先は、債務者の信用リスクが増加するときに、所有した金額以下で負債を決済することを認めないであろうと主張した。しかし、反対の見解は、決済金額は移転の金額と等しく、そして負債の移転は、市場参加者が、債務者の信用リスクを含む価格を決定する際に検討することになるすべての要素を考慮するであろうというものである。言い換えれば、借手は、その自身の信用リスクを、資産を保有する相手先が借手の信用リスクについて考慮する方法と同じ方法で考慮する。

改訂された IFRS 第 13 号の金融負債の公正価値の定義が、「決済」の概念ではなく「移転」の概念に基づくことを考えると、金融負債の公正価値に企業自身の信用リスクを含めないことに関する議論は、もはや有効ではない。金融負債の移転の概念は、特に多くの場合に、そのような移転が契約の条件では法的に許容されないため、ときに理論的なものと考え得る。しかし、IFRS 第 13 号は、金融負債を移転する際に、いかなる法的制約も無視すべきであることを言及している。これは、そのような制約が、非明示的または明示的に、公正価値測定に対する他のインプットに含まれているからである。したがって、IFRS 第 13 号では、企業自身の信用リスクが金融負債の公正価値に含まれることになる、移転取引に関する企業自身の信用リスクの変動を、実現することが必ずしも可能である必要はないことは明らかである。

IFRS 第 13 号は、また、負債の公正価値が、当該負債が移転後に未決済のままであり、移転の前と後で信用リスクが同じであるという前提(すなわち、金融負債が、同じ企業自身の信用リスクを伴う相手先に移転されたことを前提とする。)に基づくことを明確にしている。その結果、検討すべき関連する信用リスクは、負債を取得するかもしれない他の企業の信用リスクではなく、負債を有する企業の信用リスクである。これを明示するため、本基準書は、負債の反対側が資産として保有される場合(金融負債の場合には常に該当する)、発行者の観点からの負債の公正価値は、保有者の観点からの資産の公正価値と絶対額で同じであるとしている。

これは、その後、企業自身の信用リスクを含む金融負債の公正価値の決定において困難となる。これは、評価技法が単純な貸付金よりも複雑であるため、デリバティブの公正価値を測定するときに、特に困難となる。

## デリバティブの公正価値への信用リスクの反映

デリバティブの公正価値を決定する場合、「リスク・フリー・レート」で割引かれる期待キャッシュ・フローの見積りに基づき初期値(starting value)を導き出すことが一般的である。評価において信用リスクを反映するために、その後、この価値を調整する必要がある。相手先の信用リスクを反映するために調整が行われる場合には、それは、「信用価値調整(credit value adjustment(CVA))」または「正の CVA」と呼ばれる。調整が企業自身の信用リ

<sup>2</sup> デロイトの「Third Global IFRS Banking Survey」(2013 年 1 月公表)によると、調査された 70 のグローバル銀行のうち、43%の銀行のみが店頭デリバティブの公正価値に DVA を含めていた([Financial Services | Banking | IFRS](#) を参照)

<sup>3</sup> ここでは、信用価値調整(CVA)および債務価値調整(DVA)の用語を使用する。

スクを反映するものである場合には、「債務価値調整(debit value adjustment(DVA))」または「負の CVA」と呼ばれる。<sup>3</sup>

実務において、銀行が彼らのクライアントにデリバティブ評価を提供する場合には、当該公正価値は、相手先または企業自身の信用リスクを調整する前のリスク・フリー・レートを基礎とする。しかし、場合によっては、要求に応じて、銀行は、クライアントに信用リスク調整後のデリバティブ評価を提供する。さらに、信用リスクの調整を含めて評価を提供する評価サービス・プロバイダーの数は増加している。公正価値が外部者により提供される場合には、企業は、当該評価が信用リスクに対する調整を含めているかどうかを確認しなければならない。

CVA または DVA を決定する様々な方法が存在する。当該計算は、単純なものから複雑なものまで、評価の目的および関係する金融商品の種類により異なる可能性がある。CVA または DVA を計算するために使用された方法の適切性の評価には、判断が要求されるであろう。例えば、金利スワップのようなデリバティブに対する CVA または DVA を決定することは、その契約期間にわたって、同一の金融商品にキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローの双方が存在し、当該金融商品は、また、その契約期間にわたって、全体として資産から負債に変化し得るため、特に困難となり得る。

次のセクションでは、CVA または DVA を決定するためのアプローチの要点について解説する。

信用リスクは、相手先のレベルで決定される。通常、企業は、2 つの企業の間で正味エクスポージャーがいずれかの当事者による債務不履行時に決済されることを規定するマスターネットティング契約を、相手先と締結する。したがって、市場慣行では、(マスターネットティング契約の対象となるデリバティブが財政状態計算書において相殺されるかどうかに関わらず)マスターネットティング契約に従って相殺を反映した後の相手先に対する正味エクスポージャーの CVA を計算する。例えば、デリバティブ資産の価値は、オープンな信用エクスポージャーを決定するために、デリバティブ負債および同じ相手先とのその他のすべての残高と相殺される。

相手先が担保契約を締結する場合、これらの相手先は、通常、エクスポージャーをカバーする担保レベルの不足(short-fall)が存在するかもしれない範囲で、CVA の計算に含まれる。担保の不足は、不定期な担保要求または担保が渡される前に必要な閾値の高いレベルにより、発生し得る。また、十分に担保されているとしても、担保要求のタイミングにより、一部の残存信用エクスポージャーの結果となる。

マスターネットティング契約が特定の相手先に存在する場合には、CVA および DVA は、個別の金融商品ベースではなく、その相手先とのポートフォリオ・ベースで決定される。IFRS 第 13 号は、特定の要件が満たされる場合には(以下でさらに議論される、「相殺しあうリスクを有する金融資産および金融負債のポートフォリオの公正価値測定」を参照)、ポートフォリオ・レベルの CVA または DVA の使用を明示的に容認している。

CVA の決定に使用される一般的な計算に関する概要は、以下のとおりであり、同じ計算が DVA に使用されるかもしれない。その他のアプローチが適切な場合もある。

$CVA = \text{将来の潜在的エクスポージャー (Potential future exposure)} \times \text{デフォルト確率 (Probability of Default)} \times \text{デフォルト時損失率 (Loss Given Default)}$

将来の潜在的エクスポージャー (PFE)	PFE は、いくつかの信頼水準によって計算される特定の期間にわたる最大予想信用エクスポージャーとして定義される。取引の残存期間の将来に見込まれる市場価格に対して既存の取引を評価することにより計算される。すなわち、PFE は、単一の時点の見積もりではなく、結果の分布を表しているため、報告日現在のエクスポージャーとは異なる。  PFE を計算するため、エクスポージャーは、マスターネットティング契約が実施される範囲で正および負のエクスポージャーを含めて、相手先別に集計され、全体のエクスポージャーが決
----------------------	---

	<p>定される。(以下のポーフォリオ公正価値の議論を参照)</p> <p>PFE を計算する方法は複雑であり、変更される場合もある。モンテカルロ・シミュレーションを使用して PFE を決定することは、一般的な方法である。</p>
デフォルト時損失率 (LGD)	<p>LGD は、企業がデフォルトとなった際のエクスポージャーの合計に対する損失割合である。企業の LGD は、取引相手先がデフォルトとなる、またはデフォルトに近い状態となる場合を除き、通常は観察可能なものではない。市場情報が利用可能でない場合には、内部情報に基づき LGD を決定する必要がある(例えば、銀行の場合、これは、自己資本目的で使用される内部創設の信用測定値に基づくことが可能である)。</p>
デフォルト確率 (PD)	<p>PD は、特定の対象期間にわたるデフォルトの発生可能性である。現在観察される市場慣行の範囲が広範な場合には、PD は CVA 計算への最も主観的なインプットである。実務に使用される PD は、内部創設のヒストリカル PD (例えば、銀行が資本目的で使用するもの) から、クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) に基づく現行の市場のインプライド PD にまで、またその間に多数のハイブリッド・アプローチがある。特定の市場条件において、ヒストリカル PD とインプライド PD との間には、重要な差異がある可能性があるため、計算されることになる CVA 調整のレベルに重要な影響を及ぼす。公正価値の測定に評価技法を使用する場合には、IFRS 第 13 号が、観察可能でないインプットよりも観察可能な市場のインプットを優先することを念頭に置くことも重要である。</p> <p>観察可能なベンチマークは、ときに、CDS 契約から生じた PD 推計のレベルを通じて特定の相手先の PD について提供される。CDS 市場は、企業がエクスポージャーを有するかもしれない相手先の相対的に少ない割合のみを対象とし、残る相手先については代替的な手段が要求されるため、CDS といった他の契約から PD をインプットするときには、注意が必要である。</p>

ポートフォリオ・ベースでの CVA および DVA の決定は、ポートフォリオに含まれるすべての金融商品に係る単一の信用調整となる。これらの金融商品が、財政状態計算書に単一の表示科目で表示され(例えば、それらは、すべての資産またはすべての負債、もしくはその両方であるが純額で表示されているため)、そしてそれらが、ヘッジ関係において別個に指定されていない場合には、単一の調整を分解することは、必ずしも必要ではないかもしれない。しかし、他のすべての場合において、正味のポートフォリオ・ベースの調整を資産および負債と個別の取引に配分することが必要となるであろう。例えば、信用リスクは個別のヘッジ手段に生じるため、リスク調整はヘッジ関係に指定されることになる。IFRS 第 13 号は、この配分が合理的かつ首尾一貫した基準で行われることを要求する。

#### 企業自身の信用リスクに対する調整の結果

IFRS 第 13 号への移行において、企業自身の信用リスクを反映するために金融負債の公正価値を調整することを開始する企業は、これが企業の財務諸表に与える影響を検討しなければならない。以下では、我々は、その影響の要因となる可能性の高い 3 つの特定の領域を検討する。

- ・ 移行
- ・ ヘッジ会計(例えば、デリバティブがヘッジ関係に含まれる場合)
- ・ 公正価値の開示および公正価値ヒエラルキー

ヘッジの有効性および開示に関する影響は、負債の公正価値評価に企業自身の信用リスクの変動を含めることに関する従前の方針に関わらず、将来において、すべての企業に関連するものである。

IFRS 第 13 号への移行	以下でさらに詳細に記述するように、IFRS 第 13 号の当初適用時におけるすべての公正価値の変動は、会計上の見積りの変更として取り扱われ、IFRS 第 13 号で報告される最初の期間において、(利益剰余金への調整ではなく)純損益に認識されることになる。したがって、企業自身の信用リスクの調整は、最初に適用されるときに、当年度の利益に影響を与えることになる。
ヘッジ会計	ヘッジ関係に指定されたデリバティブについて、デリバティブの公正価値に影響を与える信用リスクの変動は、その価値の変動がヘッジ対象には反復されないため、通常ヘッジの非有効性の発生原因となる。これらの企業が従前において、デリバティブ債務の公正価値に企業自身の信用リスクを調整していない場合には、これは、ヘッジの非有効性の新たな発生原因を表しており、ヘッジの有効性の評価(すなわち、将来に向かってと遡及的の双方に適用される 80%から 125%の相殺テストで、ヘッジ会計に適格であること)に影響を与えることになる。それは、また、純損益に認識されるヘッジの非有効性の測定に影響を与える可能性がある。これは、移行の調整が見積りの変更として取り扱われ、このような調整により、ヘッジの有効性が 80%から 125%のテストを満たさない結果となる可能性があるため、移行期間において特に重要である。
開示および公正価値ヒエラルキー	<p>IFRS 第 13 号は、公正価値測定のインプットがどれだけ観察可能であるかどうかに基づき、金融資産および金融負債の公正価値を区別することを企業に要求する、3つのレベルの公正価値ヒエラルキーを IFRS 第 7 号から繰り越している。レベル 1 は、同一の金融資産における無調整の相場市場価格に直接基づく最も強固な公正価値である。レベル 2 の公正価値は、評価に対するすべての重大なインプットが観察可能な市場データに基づく場合の評価技法を基礎とする。レベル 3 の公正価値も、また、評価技法を使用して決定されるが、少なくとも 1 つの重大なインプットは観察可能でない市場データに基づいている。</p> <p>評価技法が、公正価値を決定するために使用される場合で、信用調整が負債の公正価値にとって重大な観察可能でないインプットと考えられる場合には、金融負債の公正価値に DVA を含めることは、場合によっては、レベル 2 からレベル 3 への移動になるかもしれない。</p> <p>IFRS 第 13 号は、以下のレベル 3 の項目について、以下の項目を別個に開示することを含む期首残高から期末残高への調整表を要求しているため、ヒエラルキーのレベル 3 への変更は、追加的な開示を引き起こすことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 純損益に認識した利得または損失、およびその純損益の中のそれらの表示科目(報告期間の末日に保有している資産および負債に関連する利得または損失を別個に表示)</li> <li>・ その他の包括利益に認識された利得または損失</li> <li>・ 購入、売却、発行および決済額(これらを別個に開示)</li> <li>・ レベル 3 へのすべての振替またはレベル 3 からのすべての振替の金額(これらを別個に開示)、およびそれらの振替の理由</li> </ul> <p>また、経常的なレベル 3 の公正価値について、公正価値を著しく変動させる観察可能でないインプットに対する合理的に考え得る変動の影響を示している感応度分析が要求</p>

される。
------

## 相殺しあうリスクを有する金融資産および金融負債のポートフォリオの公正価値測定

IFRS 第 13 号の全般的な要求事項では、公正価値は、公正価値測定の使用を要求または許容する IFRSs により規定される会計単位のレベルで決定されなければならない(例えば、金融商品については、IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号である)。

個々の資産および／または負債の公正価値の合計は、同一の資産および／または負債のグループ(すなわち、ポートフォリオ)・レベルの公正価値とは異なる可能性があるため、会計単位は公正価値測定に関連する。この相違について、様々な理由があり得る。例えば、ポートフォリオが、市場リスク(すなわち、金利リスク、通貨リスクまたはその他の価格リスク)が相殺しあうポジションを有する項目を含んでいる場合には、ポートフォリオの公正価値は、個々の項目の公正価値には含まれない相殺リスクからの影響を受けることになる。同じ相手先が保有する金融資産と金融負債のポートフォリオが、マスターネットティング契約の存在から生じる信用リスクの減少により、個々の項目と異なる評価となる場合には、ポートフォリオの評価と個々の評価との間のこの相違は、信用リスクに関しても生じる可能性がある。

金融機関が正味ベースで金融資産と金融負債のポートフォリオを管理することは一般的である。例えば、ポジションを解消するために金融資産を売却または金融負債を移転する代わりに、企業が、同じリスクが相殺しあうポジションとなる他の金融商品に係る取引を締結することにより、リスク・エクスポージャーを管理することは一般的である。

IFRS 第 13 号を適用する前の IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号では、市場リスクが相殺しあうポジションが存在する場合、市場リスクの相殺から生じるポートフォリオの評価の相違は、個々の資産または個々の負債を評価するために、市場価格の仲値を使用できることにより、有効に反映されていた。また、信用リスクが相殺しあうポジションを考慮に入れるために、同一の相手先とともに保有される金融資産と金融負債の帳簿価額を調整するよう、信用リスクへの類推により、この同じ概念を適用する実務が存在していた。

これらの実務の結果、IFRS 第 13 号は、金融商品について、公正価値測定が個々の金融商品を基礎とするという全般的な要求事項に対する例外措置(「ポートフォリオの例外」)を導入している。その例外措置は、企業が、特定のリスク・エクスポージャーに係る正味ロング・ポジション(すなわち、資産)の売却または特定のリスク・エクスポージャーに係る正味ショート・ポジション(すなわち、負債)の移転により受け取るであろう価格に基づき、金融資産と金融負債のグループの公正価値<sup>4</sup>を測定することを認めている。この例外措置は、付された条件がある(以下のボックスを参照)。その 1 つは、当該ポートフォリオが、正味のエクスポージャーに基づいて管理され、経営幹部に報告される場合にのみ利用可能であることを意味する。

正味のロングまたはショート・ポジションのポートフォリオのような公正価値に基づくことは、また、市場参加者が単一のポジションとしてポートフォリオを評価する際に検討することになるその他の要素が、当該評価に含まれていることを意味する。例えば、規模の調整(以下の例を参照)は、市場参加者がポートフォリオの価格を決定する際にこの調整を含めることになる場合には、「ポートフォリオの例外」が適用される相殺しあうリスクを有するポートフォリオの評価に組み込まなければならない。この例外措置は、(IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号では、引き続き個々の金融商品で決定される)会計単位を変更しないが、評価単位を個々の金融商品から金融商品のポートフォリオに変更する。会計単位は評価単位とは異なるため、配分が表示の目的上行われる必要があるかもしれない(以下の例を参照)。この例外措置は、会計方針の選択として利用可能であり、特定のポートフォリオに対し継続的に適用されなければならない。

<sup>4</sup> IASB は、2012 年 11 月に公表された IFRS 年次改善(2011 年—2013 年サイクル)において、これが、IFAS 第 32 号「金融商品:表示」の金融資産または金融負債の定義を満たすかどうかに関わらず、IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号の範囲であるすべての契約を含んでいること、そして同基準書に従って、会計処理することを、IFRS 第 13 号で明確にする提案を行った。

企業は、以下のすべてに該当する場合にのみ、IFRS 第 13 号で「ポートフォリオの例外」の使用が認められる (IFRS 第 13 号 49 項)。

- (a) 金融資産と金融負債のグループの管理を、特定の市場リスクまたは特定の相手先の信用リスクに対する企業の正味のエクスポージャーに基づき、企業の文書化したリスク管理または投資戦略に従って行っている。
- (b) その基礎に基づく金融資産と金融負債に関する情報を、企業の経営幹部 (IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義) に提供している。
- (c) それらの金融資産および金融負債を、各報告期間末の財政状態計算書において公正価値で測定することを要求されているまたは選択している

### リスクが相殺しあうポジションを有するポートフォリオの公正価値を測定する例

企業 A は、企業 B の普通株式を 30 百万株保有する (すなわち、30 百万株のロング・ポジション)。さらに、企業 A は、将来に企業 B の普通株式 10 百万株を引き渡す結果となる、前払い先渡契約を締結する (すなわち、先渡行使価格 (forward strike price) がショート・ポジションの公正価値測定の要素ではない 10 百万株式のショート・ポジション)。企業 B の普通株式は、活発な市場で取引される。この例は、企業 A が、IFRS 第 13 号 48 項 (条件については、上記のボックスを参照) の測定の例外措置を使用して、金融資産と金融負債のグループを測定することを容認されており、そうすることを選択していることを前提とする。

企業 A は、IFRS 第 13 号第 48 項の例外措置を使用して、その正味ロング・ポジション (20 百万株) の公正価値を測定する。この例外措置に従い、評価単位は正味のポジションであり、個別の株式ではない。正味ロング・ポジションの公正価値は、正味のポジションの規模を反映し、市場参加者が 20 百万株式の正味ロング・ポジションを購入するために、企業 A に支払うであろう金額を考慮に入れなければならない。

これらの状況では、正味のポジションの評価は単に、個別の株式に係る相場価格 (P) に保有される株式の数量 (Q) を乗じたもの (すなわち、 $P \times Q$ ) ではない可能性がある。むしろ、その金額に対する調整が、正味のポジションの規模 (すなわち、市場の通常の日次取引高が、企業 A が保有する数量を吸収するには十分ではない要素を反映するために、当該株式の相場価格に対して行われる「規模」または「大口保有要因 (blockage factor)」の調整) および市場参加者が、個別の株式の評価ではなく正味のポジションを評価する際に考慮に入れるであろうその他の特性を反映することが要求されるかもしれない。

財政状態計算書に株式および前払い先渡契約を表示する目的のため、IFRS 第 13 号 50 項に従って、企業 A は、ポートフォリオ・レベルの調整を、状況に適切なアプローチを使用して、ロング・ポジションまたはショート・ポジション、もしくは双方に対し合理的かつ首尾一貫した基準で配分しなければならない。例えば、記述されている状況では、企業 A は、正味のポジションはロングであり、規模の調整は企業 A による企業 B 株式の大規模な保有に関連するため、全体の規模の調整を 30 百万株 (すなわち、ロング・ポジション) に配分するかもしれない。その他のアプローチが適切な場合もある。企業 A は、関連する事実および状況を考慮して、規模以外の要素についてポートフォリオ・レベルの調整を配分する最善の方法を決定しなければならない。

IFRS 第 13 号の公正価値ヒエラルキーを適用するにあたり、正味のポジションの公正価値は、(正味のポジションについて観察可能な価格がないため) レベル 1 の測定に適格ではなく、レベル 2 とレベル 3 のいずれかの測定と考えられる。

## 市場価格の仲値

公正価値で測定する資産または負債に、ビット価格（買呼値）とアスク価格（売呼値）がある場合（例えば、ディーラー市場からのインプット）には、IFRS 第 13 号は、そのインプットが公正価値ヒエラルキーの中のどこ（すなわち、上述のレベル 1、レベル 2 またはレベル 3）に区分されるかにかかわらず、公正価値を測定するために、ビット・アスク・スプレッドの範囲内でその状況における公正価値を最もよく表す価格を使用することを要求している。

IFRS 第 13 号は、資産のポジションについてビット価格、負債のポジションについてアスク価格で測定されることを認めているが、要求していない。本基準書は、企業が、仲値による価格付けなど、市場参加者がビット・アスク・スプレッドの範囲内で公正価値測定の実務上の便宜として使用するその他の価格付けの慣行の使用を許容している（IFRS 第 13 号 71 項）。

選択される価格付けの慣行が以下のとおりであることを前提に、企業は、公正価値測定の実務上の便宜として、仲値による価格付けおよびその他の価格付けの慣行を使用するために、いかなる特別な適格性要件も満たす必要はない。

- ・ 市場参加者により使用される（例えば、業界で認められた価格付けの慣行）
- ・ IFRS 第 13 号の公正価値測定の目的に整合する。例えば、認識される資産についてアスク価格を、または認識される負債についてビット価格を使用することは、適切ではないであろう。なぜなら、そのような価格付けのアプローチが、公正価値が出口価格を表すという IFRS 第 13 号の目的に不整合であるためである。

特定の価格付けの慣行を使用するという決定は、類似の特性およびリスクを有する資産または負債に、ある会計期間から次の会計期間にわたって継続的に適用されなければならないという、会計方針の選択である。

## 市場価格の仲値が使用される場合の例

企業 X および企業 Y は、同じ負債証券を資産として保有する。ブローカーディーラーである企業 Y は、負債証券のマーケット・メーカーであるが、企業 X はそうではない。負債証券は、ビット価格およびアスク価格を使用して、企業 Y（およびその他のブローカーディーラー）により活発な市場で取引されている。

企業 X が、ビット価格またはビット価格の近似値で負債証券を売却する可能性が最も高いとしても、企業 X は、実務上の便宜において、負債証券の公正価値として市場価格の仲値を使用する方針を選択するかもしれない。しかし、当該負債証券に係るアスク価格を使用することは、公正価値の目的が出口価格であることに整合しないため、適切ではない。

企業 Y は、ビット価格よりも高い価格でイグジットすることが可能であるとしても、実務上の便宜としてビット価格を使用して、負債証券を測定する方針を選択するかもしれない。

## 追加的な開示

IFRS 第 7 号「金融商品：表示」の公正価値測定に関する開示の多くは、IFRS 第 13 号に維持されている（そして、実際には、公正価値で測定または開示される非金融項目に適用されるよう拡大されている）。しかし、IFRS 第 13 号には、一部追加的な開示要求がある。これらの追加的な開示要求は、以下のとおり要約される。



- ・ 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定について、企業は、公正価値測定に使用された重大な観察可能でないインプットに関する定量的な情報提供しなければならない。
- ・ 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定について、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明(それらのインプットを異なる金額に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合)。さらに、観察可能でないインプットとの間の相互関係、およびこの相互関係が感応度分析にどのように影響を与えるかの説明
- ・ IFRS 第 13 号は、資産または負債のこういった「クラス」が、開示目的のための情報を集約および細分することを目的とするかに関する更なるガイダンスを提供する。
- ・ 公正価値ヒエラルキーのレベル 1 とレベル 2 との間のすべての振替、および公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたかとの決定に関する方針
- ・ 財政状態計算書に公正価値で測定されないが公正価値が開示される金融資産および金融負債について、企業は以下を開示しなければならない。
  - 公正価値ヒエラルキーのレベル
  - 使用された評価技法の記述
  - 公正価値測定に使用されたインプットの記述、および評価技法に変更があった場合には、その変更の旨および変更の理由を開示
- ・ 公正価値で測定される、および分離可能でない第三者の信用補完とともに発行された金融負債について、発行者は、その信用補完の存在およびそれが当該負債の公正価値測定に反映されているかどうかを開示しなければならない。

## 経過措置の要求事項

IFRS 第 13 号は、2013 年 1 月 1 日以後開始する会計期間に強制され、早期適用が容認される。本基準書は、それが最初に適用される年次期間の期首から将来に向かって適用することが要求される。したがって、前年度の公正価値は、修正再表示されない。IFRS 第 13 号の開示要求は、また、IFRS 第 13 号の適用開始前の期間に提供された比較情報に適用する必要はない。

その審議において、IASB は、IFRS 第 13 号の将来に向かっての適用が会計上の見積りの変更 (IAS 第 8 号に規定)と同じ方法で適用され、したがって、IFRS 第 13 号の適用の最初の期間である期間の変動は純損益に認識しなければならないことを明確にした (IFRS 第 13 号 BC229 項)。これに係る IASB の理由は、公正価値を測定するために使用した方法の変更は、公正価値測定の変更(すなわち、新たな事象の発生または新しい情報の入手によるもの。例えば、よりよい理解や判断の改善などを通じて)から不可分であるためである。その結果、IFRS 第 13 号の適用から生じる公正価値のいかなる変動も、本公表物に記述されるように、IFRS 第 13 号で報告される最初の期間において純損益に認識されることになる。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。